

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和5年3月教育委員会会議：定例会

期 日 令和5年3月15日（水）開会 午後2時00分  
閉会 午後3時25分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者  
菅谷 義範 委員 小菅 広計 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員 教 育 長 圓城寺一雄(再掲) 教 育 部 長 曾山 澄雄  
教育総務課長 菊間 明美 学 務 課 長 澤田 法義  
指 導 課 長 松丸 晴久 教育センター所長 田中 雅明  
社会教育課長 舎人 樹央 文 化 課 長 猪股 佳二  
教育総務課企画財務班長 平野 昌彦 教育総務課企画財務班 林 真理子  
事務局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長から4件報告

夢咲くら館の開館について、3月4日土曜日午前10時から開館記念式典を行い、予定どおり午後1時に開館した。詳細は後ほど社会教育課長から報告する。

2点目、卒業式、卒園式について、中学校の卒業式は3月14日に実施、滞りなく終了した。中学校の卒業生は1,461人。小学校の卒業式は3月16日、17日、幼稚園の卒園式は3月17日を予定。小学校の卒業生は1,364人、幼稚園の卒園生は14人。

3点目、校長の目標申告面接について、コロナ禍3年目となったが、各学

校では感染対策と教育活動の両立を図り、所期の目標を達成している。また、令和5年度の教育計画作成に当たっては、教育委員会から提案のあったカリキュラムマネジメントを参考とし、各校長先生方からは、コロナ前に戻すではなく、これまでのコロナ禍での教育活動を踏まえ、新しいスタンダードを構築中であると話があった。カリキュラムマネジメントについては、後ほど指導課長から説明する。

4点目、令和5年2月24日付で佐倉警察署から発表があった教職員の不祥事について報告する。市内小学校に勤務する教員が、強制わいせつ容疑で逮捕された。市教育委員会では、子どもたち一人一人の心のケアを最優先に考え、指導主事による登校支援のほか、年度内はスクールカウンセラー、心の教育相談員、学校支援アドバイザーを小学校に常駐させるなど、学校の支援に努めている。また、2月27日に臨時校長会議を開催し、教育長、学務課長から二度とこのような不祥事を起こさないよう、今後の学校の対応等についての指導と市内全職員に不祥事防止の研修を臨時で行うなど、教職員の倫理観の高揚を図った。なお、3月8日には県教育委員会会議が開催され、懲戒処分が決定された。免職という決定であった。市教育委員会としては、今後不祥事根絶のため、指導の徹底を図り、教職員の服務規律の遵守に一丸となって取り組み、学校教育の信頼回復に努めていく。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

2月15日から昨日3月14日までの約1か月間の感染状況について、教職員が2名、児童27名、生徒4名である。前の1か月間と比較して教職員は7名の減、児童は65名の減、生徒は54名の減と大幅な減少となっている。

続いて、学級閉鎖等の状況について、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校共になかった。感染者数は減少傾向にあるが、新年度に向けて引き続き消毒、手洗いやマスクの着用など、基本的な感染予防対策の徹底に努めていく。

③ 令和5年2月市議会定例会について【教育総務課長】

資料の1ページ、令和5年2月定例会佐倉市議会議決結果一覧である。2月市議会定例会は、2月20日月曜日から3月13日月曜日までの22日間を会期として行われた。

初めに、教育委員会に関連する議案については、議案第1号、議案第10号の2議案、いずれも原案のとおり可決された。また、教育委員会に関連する陳情については、資料の3ページ、陳情第12号、不採択であった。

続いて答弁記録の1ページ、一般質問については、2月27日から3月2日までの4日間、教育委員会関係の質問は、10名の議員からあった。質問及び答弁の概要については、9ページから22ページである。

主な内容としては、学校給食に関すること、部活動の地域移行に関すること、夢咲くら館に関することなど、多岐にわたる質問があった。

④ 佐倉型カリキュラムマネジメントについて【指導課長】

佐倉型カリキュラムマネジメントについて、新しいスタンダードづくりという視点で、教職員が時間的にゆとりを持ち、子どもたちと向き合う時間や

授業の準備時間を確保することで、充実した質の高い教育活動を展開できると考え、学習指導要領に示されている法定時数を超えて実施している授業時数について見直しを図るよう、市教育委員会として提案した。

特に中学校では、これまで勤務時間の4時半に対して、夏場は6時半に最終下校時刻を設定していた。教職員の心身の健康を保つためにも、教育課程という大枠な部分での変更を提案したものである。ただ、教育課程の編成権は校長にあるので、この提案を受けて、各学校が実情に照らして工夫を凝らしながら、資料にある内容を踏まえて令和5年度、6年度で進めていく予定である。進めていく上では、学校行事の精選、保護者面談等を夏休みに実施するなど、より効率的に授業時間を確保することで、1コマであるとか2コマ分を繰り上げ、教職員の放課後の時間確保につなげたい。法定授業時数を確実に確保し、質の高い授業を展開することで、学力向上の面でも期待できると考えている。保護者には、各学校から説明をする。

⑤ 市民大学の卒業式等について【社会教育課長】

令和4年度に開催された市民大学の卒業式について、日程の詳細や卒業生の数などは資料のとおりである。各大学の下段、コミュニティカレッジさくらを除き、各市民大学では令和5年度に向けて入学案内等を開始している。次年度に向けての欄、募集の時期や人員数などを記載している。今後も市民大学では、学習内容を工夫しながら、様々な学習を通し仲間づくりと地域活動へ積極的に参加できる人材が育つよう、努めていく。

⑥ 「夢咲くら館」について【社会教育課長】

3月4日午後1時、佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設、愛称、夢咲くら館が開館した。開館に先立ち、午前中に開館記念式典を佐倉東高校の生徒の司会の下、来賓の方にもお越しいただき、テープカットや開館までの道のりのスライド上映などを行った。

10時半からは開館記念イベントとして、佐倉東高校生による、書道部による書道パフォーマンスや歌声ボランティアによる歌の披露、服飾デザイン科によるファッションショー、調理国際科による津田仙ビスコッティの販売を行った。練習の成果が存分に発揮され、保護者をはじめ、我々職員も感動させていただいた。

多くの方が入り口で待つ中、午後1時に開館を迎えた。開館日の4日から12日までの約10日間、施設の来館者数は、当初目標が年間15万人、1日当たり約500人の目標を立てていたが、現在のところ1日当たり1,000人を超えている。利用者カードを新しく作成する方が多数おり、図書館を初めて利用する方が多い。特にカードを作るわけでもなく、高校生を中心に学生が自習室や2階の佐倉を学ぶフロアの座席を使用している姿が多く見受けられる。

課題としては、やはり初めて来館される方が多く、どこのフロアに何があるかが分かりづらい、あと、駐車場の使い方について尋ねる方が多い。今後、引き続き夢咲くら館が子どもから大人まで全ての世代の市民の皆様、及び、市外からもお越しいただけるような施設となるよう、努めていく。

⑦ いじめ状況について【指導課長】

2月末のいじめの認知件数、小学校が313件、中学校は180件、合計493件。2月の新たな認知件数については、小学校17件、中学校12件、計29件である。来年度に向けて、いじめを含む配慮を要する児童生徒について、小中連絡会や学年間等の引継ぎ等を確実に行うよう、全小中学校へ指示した。

⑧ 感染症状況について【指導課長】

2月15日から3月14日までの感染症の状況について、インフルエンザが200件、水痘が2件、流行性耳下腺炎が1件、感染性胃腸炎が1件、溶連菌感染症が3件。インフルエンザでの学級閉鎖については、小学校が2校2学級、中学校1校1学級である。

《委員から報告》

インフルエンザについて、第10週、3月6日から3月12日まで、印旛市郡医師会内の発生数132件、定点当たり5.5件。第7週、2月13日から2月19日までの定点当たりの患者数が11.92なので、半減している。それから先は増加していないので、第7週、2月13日から2月19日までがピークだったと考える。インフルエンザについては、これから増加することはまずないだろうと。

それから、今の報告では感染性胃腸炎の発生があまりなかったようだが、印旛市郡内の定点当たり、先週は6.81あり、インフルエンザより多い。その前の第9週、2月27日から3月5日が定点当たり6.75、横ばいになってきているので、これも減ってくるだろう。ただし、小学校、中学校の発生に比べるとまだ多いので、引き続き注意が必要である。

新型コロナウイルス感染症、第10週、印旛市郡内の各医療機関、これは発熱外来機関等であるが、検査数が2,356件、陽性者数が166件、陽性率7.05%、先月の報告では17%ぐらいだったのでかなり減っている。学校の報告でも大幅減ということなので、このまま落ち着くかと思うのだが、昨日の千葉県でも400件ぐらいの発生があったので油断をされないように。

3月13日からのマスク着用について、かなり緩くなってきたが、必要に応じてやはりマスクの着用はしていただくことが大事。例えば医療機関は、院内では絶対マスクを外さないという方針のところほとんどである。先生方は苦勞されると思うが、ある程度の緩和をしていただいて、必要に応じてマスクをつけるというぐらいの話しかできない。春休みに入るので、家庭内の注意は引き続きしていただきたい。

3 議決事項

議案第1号 第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画の改訂について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案について、前回の2月教育委員会会議においてご協議をいただいた。現在の前期推進計画は、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間としており、計画策定から3年経過するものである。今回の改訂については、事業内容がより適切に分かりやすい説明にするものと、資料データの更新である。なお、前回ご協議をいただいた以降の修正はない。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第2号 令和5年度佐倉市教育施策について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の教育委員会会議においてご協議をいただいた。令和5年度については、継続事業のほかICTを活用した事業実践のデータベース化や部活動地域指導事業、佐倉市第3子以降学校給食費補助事業、佐倉図書館跡地駐車場整備などを新規施策として位置づけた。なお、前回ご協議いただいた以降に2点修正をしている。

1点目、施策の8ページ、及び資料2、令和5年度のモデル校が決定したので、こちらを最新情報に修正した。

2点目、資料2の裏面の下段、脚注番号に重複があったので、こちらを修正した。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市教育委員会における個人情報の保護に関する事務処理規則の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回の2月教育委員会会議においてご協議をいただいた。個人情報の保護に関する法律が改正され、それに伴い、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例が令和4年12月に制定された。これを受け、佐倉市教育委員会においても個人情報の保護について事務を適切に行うため、個人情報保護法等、条例の施行に関する規定を整備するものである。

なお、前回ご協議をいただいた以降の修正はない。

また、現規則に規定している保有個人情報管理責任者の項目については、市長部局の定めの中で規定することとなっており、現在手続を進めているところである。

資料1ページと2ページは改め文、資料3ページからは現行の規則を添付している。

今後の予定については、本日議決後、令和5年4月1日から施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第4号 行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する訓令の制定  
について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の教育委員会会議においてご協議をいただいた。行事の共催及び後援については、教育委員会が所管する行事の共催及び後援に関する規程に基づき事業を行っている。現状の規程では、行事内容の変更や中止になった場合の届出の方法が規定されていないなど、手続において不明確な部分があるので、当該規程を改正するものである。

なお、前回ご協議をいただいた以降の修正はない。

資料1 ページから31 ページは改め文、資料32 ページからは現行の規程を添付している。

今後の予定については、本日議決後、令和5年4月1日から施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

1 ページの第3条第2項(1)の法令又は公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれのあるものということ、「その他社会的非難」というところ、これ解釈の違いによる場合があるので、その辺の運用、配慮というか、慎重な審議をお願いしたい。

【教育総務課長】

こちらの運用については、後援の担当部局、市長部局では行政管理課が担っているのだが、そちらとも協議、確認を行いながら進めていく。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定に  
ついて

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の教育委員会会議においてご協議をいただいた。今回の改正は、適応指導教室の名称変更に伴う事務処理規程の改正である。適応指導教室については、不登校児童生徒や保護者にとって親しみやすい名称とする必要があると文科省から通知があったので、佐倉市においても令和5年4月から「ルームさくら」と名称を変更することとなり、この名

称変更に伴い、教育センター所長の決裁、専決事項の文言を修正するものである。

なお、前回ご協議をいただいた以降の修正はない。

資料1、2ページには改め文、資料3ページからは現行の規程を添付している。

今後の予定については、本日議決後、令和5年4月1日から施行する予定である。

#### 《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

#### 《議決結果》

可決

#### 議案第6号 佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

##### 学務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の教育委員会会議においてご協議をいただいた。今回の規則の制定については、令和3年4月1日に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部を改正する法律が施行されたことを受け、これに関連する規則の改正を行おうとするものである。具体的には、資料1ページ、第44条の2、業務量の適切な管理、教育職員の業務量の適切な管理のため、1か月間及び1の年度における業務時間の上限を設定するものである。あわせて、その他所要の文言を整理する。

なお、2月の協議以降、資料13ページ及び41ページ、第9号様式について修正が必要な箇所があったので、今回資料を差し替えた。具体的には、41ページ旧様式の下段、表左端の職別、男女欄。40ページの新様式においては、男女別の記載を省いたことから、職別についても職のみの記載とした。また、第7号様式の2、乙号については、再検討の結果、現行のままで修正なしとし、今回の資料からは削除した。

今後の予定について、本日議決後、令和5年4月1日から施行する予定である。

本規則制定に伴う市民意見公募手続については、佐倉市行政手続条例第4条第3項第1号に該当することから実施せず、理由も公表しない。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

この文言の内容から離れるかもしれないが、先ほど先生方の働き方改革の話がでた。いろいろ工夫をされているのだと思うが、やはり絶対数が足りない、定員の増加の必要があるのではないか。その辺どうなのか。法律改正しないと定員が増えないと思うが、行政として検討をされているか。

**【学務課長】**

確かに委員の言うとおりに、人員不足は否めない。人事の関係で定数法というのが国で定められており、何学級に対して何人の先生と決められている。ここで言うことがどうか分からないのだが、北総教育事務所のほうから県の本庁のほうに上げてほしいという要望はしている。北総教育事務所のほうも県には要望しているそうだが、なかなか法律のことなので早く改正するということは今のところ難しいようだ。

**【委員1名より】**

何とか法律改正まで動いてくれるといいかなど。何らかの方法で、その働きかけをしていく必要があるのかなと思っている。

**【教育長】**

県の教育長の連絡協議会の中でも話題になっているが、学務課長からあったように、どうやって法律を改正するかというところでハードルは高い。機会を捉えて声を上げて取り組んでいきたい。

《議決結果》

可決

議案第7号 佐倉市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

学務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の教育委員会会議においてご協議をいただいた。今回の訓令の制定は、令和3年6月、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）が改正され、令和4年10月から育児休業の部分取得等の新たな制度が実施されたことに伴い、現行の様式を修正するものである。具体的には、75ページの第10号様式の5、育児休業（育児休業延長）承認請求書を修正した。主な変更点としては、請求内容の欄で3回目以降の育児休業の選択肢を設けたことと、規則に請求者以外の子の親を記入する旨の記載がないことから、その部分を削除した。その他の修正については、当該訓令における様式を見直し、学校現場が書類を作成しやすいものに修正し、業務の効率化を図るものである。

なお、前回の協議で示した第8号様式、第10号様式、13及び24については、修正箇所がそもそもなかったため、今回の資料からは削除した。

今後の予定について、本日議決後、令和5年4月1日から施行する予定である。

最後に、本訓令制定に伴う市民意見公募手続については、佐倉市行政手続条例第4条第3項第1号に該当することから実施せず、理由も公表しない。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第 8 号 千葉県指定文化財の指定に伴う佐倉市指定文化財の解除について

文化課長より上程議案の説明

内容:本議案で取り扱う文化財については、前回 2 月教育委員会会議において、佐倉市指定文化財、岩富城主北条氏勝寄進資料のうち袷裟・横被 2 具が、令和 5 年 1 月 19 日の千葉県文化財保護審議会において千葉県指定文化財に指定すべきとの答申があり、同年 2 月 7 日の千葉県教育委員会会議において議決されたことを報告した。

資料の 5 ページ上段、及び 6 ページ下段、千葉県教育委員会会議の議決を受け、令和 5 年 3 月 10 日付で、千葉県教育委員会告示第 2 号により千葉県指定文化財の指定の告示がなされた。

資料の 2 ページ、及び 3 ページ、千葉県指定文化財に指定された文化財の概要である。種別は、有形文化財、工芸に属する。名称は、岩富城主北条氏勝寄進資料、七条袷裟・横被、牡丹唐草模様、七条袷裟・横被、亀甲梅椿模様。所有者は、宗教法人宝金剛寺。所在地は、佐倉市直弥 38 番地 1 である。

資料 4 ページ、佐倉市文化財保護条例の第 5 条第 3 項の規定によると、佐倉市指定文化財が千葉県指定文化財に指定されると指定が解除される。千葉県指定対象外の三鱗紋蒔絵四重椀は、佐倉市指定文化財として、名称を岩富城主北条氏勝寄進資料、三鱗紋蒔絵四重椀として所有者に通知する。

今後の進め方について、本日議決後、資料 1 ページの佐倉市教育委員会告示の案により告示する。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

#### 4 追加議決事項及び追加報告

教育長より議決事項 1 件、報告事項 1 件の上程

(これより非公開審議とする)

[議案第 9 号 佐倉市教育委員会事務局職員等の人事異動について]

《議決結果》

可決

[令和4年度末県費負担教職員管理職等の人事異動内示について] (学務課長)

資料1 ページ、佐倉市教育委員会事務局職員の割愛職員について、備考に記載の9名の職員が、各小中学校への異動である。1名が教育委員会内の異動となる。また、令和5年度転入職員については、資料のとおり。

資料2、3 ページ、小中学校管理職の人事異動について。校長職の退職者について、小学校の9番、大三川弘校長、10番、富岡健治校長、14番、成田公敏校長、15番、真下誠校長、21番、宇梶ユミ校長、中学校の27番、古林聖哉校長の6名である。今年度教頭職においては、退職者はいない。

なお、3月28日火曜日午前、県教育委員会主催で県費職員の辞令交付式が行われ、同日午後には、中央公民館で佐倉市教育委員会辞令伝達式を行う予定である。

(ここで非公開審議を終わる)

## 5 教育長閉会宣言